

# 建設事業の生産技術とリーンマネジメント

令和3年12月2日

国土交通省 総合政策局

公共事業企画調整課

## 研究開発技術

(イメージ)



(出典:ドコモオンラインショップ)

- 消費者ニーズを踏まえた  
新商品を開発するための技術  
(消費者のための技術、  
会社の競争力のための技術)

## 生産技術

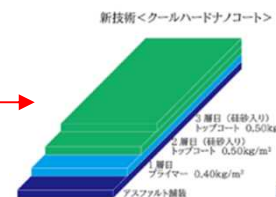
(イメージ)



- 個々の会社の利益確保のため  
の技術  
(会社が適正な利益を確保する  
ための技術、TQC活動など)

## 研究開発技術

(イメージ)



- 公共・発注者のための技術  
(公共事業を実現する技術、公共ニーズに応える技術  
会社の競争力のための技術)

## 生産技術

(イメージ)



- 個々の会社の利益確保ための技術  
(会社の適正な利益を確保するための技術)

- 今後、建設業（公共事業）に本格的に生産技術を導入していく事が重要
- 生産技術（会社の利益確保のための技術）として、概念を位置付けることが重要

（世の中に堂々と言う）



リーンマネジメント  
の位置づけ



生産技術の根幹の要素

i-Conで儲けている会社は、既にリーンマネジメントを導入していると考えられる。

→ 今後、土木分野の教育への取り込みが重要

- ① 土木工事における仮設、施工方法等には、指定と任意の部分があります。
- ② 任意とは、工事目的物を施工するにあたり、請負者の責任において自由に施工を行うことができるものです。

## 公共工事標準請負契約約款(抄)

(総 則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

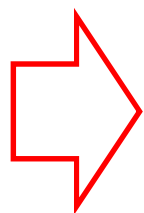
(例)

○ 発注者の積算では0.8m<sup>3</sup>級のバックホウを計上していたが、受注者は、0.5m<sup>3</sup>級のバックホウで施工計画書を提出した。

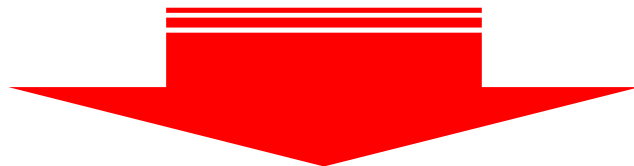
公共工事は、基本的には、

品質の確保  
安全法令等遵守

以外は自由にできる。



施工方法、施工機械、施工管理などは、  
各社で、工夫や改善ができる。



工夫や改善を促進するためには

**発注者も意識を変えることが必要！**